

防火・防災 管理者選任（解任）届

防火・防災 管理者選任（解任）届出書に防火管理講習修了証等の資格を証明する書類（コピー）を添付して下さい。

正本・副本 1部ずつ 合計2部提出
審査後、後日副本を返却いたします。

提出事由

- ・建物新築時
- ・防火（防災）管理者 選任又は変更時
- ・管理権原者（所有者）変更時
- ・建物または会社等の名称変更時

防火管理講習修了証等のコピー

防火・防災 管理者選任（解任）届出書

別記様式第1号の2の2（第3条の2、第51条の9関係）
防火
防災
管理者選任（解任）届出書

富士宮市消防長 宛 年 月 日

届出者
住 所 _____
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

氏 名 _____ 様

下記のとおり、防火 防災 管理者を選任（解任）したので届け出ます。

記

防火 建築物 その他 の 工作 物	所 在 地	電 話 ()
名 称	令別表第1 () 項	収容人員
用 途	管理種別	□単一種類 □複数種別
種 別	□甲種 □乙種	□複数種別
区 分	名 称	用 途
※令第2条を適用するもの		収容人員
※令第3条第3項を適用するもの		

防火・防災
任 務
者

氏 名 _____ 年 月 日 生

住 所 _____

選 任 年 月 日 _____ 年 月 日

職 務 上 の 地 位 _____

講習 機 関

講習 機 関 別 □甲種 □新設講習 □再講習 □乙種 □防災管理 □新設講習 □再講習

修 了 年 月 日 _____ 年 月 日

移 了 年 月 日 _____ 年 月 日

規 則 第 2 条 第 1 項 第 号 () _____ 令 第 4 条 第 1 項 第 号 () _____

規 則 第 2 条 第 号 () _____ 規 則 第 5 条 第 号 () _____

氏 名 _____

解 任 年 月 日 _____ 年 月 日

任 解 任 理 由 _____

そ の 他 必 要 事 項 _____

※ 受 付 欄 _____ ※ 経 過 欄 _____

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 「防火」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
3 ※印の欄は、消防法第8条第1項第1号を適用するものについては同一敷地内にある同令第1条の2の防火対象物ごとに、同令第3条第3項を適用するものについては管理種別に属する部分ごとに記入すること。
4 消防法第1条の2第3項第2号及び第3号の防火対象物についてはその他必要な事項の欄に工事完了した際の防火対象物の規模を記入すること。
5 消防法第1条第3項第2号又は第3号の防火対象物については同令第4条第1項第1号を適用するものについてはその他必要な事項の欄に管理権又は監督的な地位にある者のいずれもが防火及び防災に必要な業務を適切に遂行することができない理由を記入すること。
6 □印のある欄については、該当の□印に印を付けること。
7 ※印の欄は、記入しないこと。

消防計画作成（変更）届

消防計画作成（変更）届出書に消防計画を添付して下さい。

正本・副本 1部ずつ 合計2部提出
審査後、後日副本を返却いたします。

提出事由

- ・建物新築時
- ・防火（防災）管理者 選任又は変更時
- ・管理権原者（所有者）変更時
- ・建物または会社等の名称変更時
- ・消防計画の内容変更時

建物増築、改築等に伴う避難経路の変更の際は図面の提出のみで構いません。

消防計画

消防計画

第1章 総 則

【目 的】
第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、_____
管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の
に災害の防止を図ることを目的とする。

【適用範囲】
第2条 この計画は、_____
係者に適用する。

【防火管理業務の一部委託】（該当・非該当）
第3条 防火管理業務の一部を
2 委託を受けて防火管理業務に従事する者は、管
理者の指示、命令を受けて適正に業務を実施しなけれ
ばならない。
3 委託者は、受託した防火管理業務の実施につ
いて、
4 防火管理の委託状況（別表1）

【管理権原者】
第4条 管理権原者は、_____
任を有する。
2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、
る権限を持つ者を防火管理者に選任して、防火管理
3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成あ
えなければならない。
4 管理権原者は、建物の防火上の不備箇所や消防用
速やかに改修しなければならない。

【防火管理者の業務と権限】
第5条 防火管理者は、_____
を持って、次の業務を行う。
(1) 消防計画の作成及び変更
(2) 消火、通報及び避難訓練の実施
(3) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の
(4) 消防用設備等の点検・整備とその立会い及び研
(5) 火気の使用又は取扱いに関する指導、監督
(6) 防火担当責任者に対する指導、監督
(7) 収容人員の適正管理
(8) 従業員等に対する防火上必要な教育の実施
(9) 管理権原者に対する助言及び報告
(10) 防火対策の推進
(11) その他防火管理上必要な業務

1

消防計画作成（変更）届出書

別記様式第1号の2（第3条、第51条の8関係）
消防計画作成（変更）届出書

富士宮市消防長 宛 年 月 日

防火
防 災
管 理 者

住 所 _____

氏 名 _____ 様

管理権原者
住 所 _____

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

氏 名 _____ 様

別添のとおり、防火 防災 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。

防 火 対 象 物	の所在地
又 は	
建 築 物 其 の 他 の 工 作 物	
防 火 対 象 物	の名称
又 は	
建 築 物 其 の 他 の 工 作 物	(変更の場合は、変更後の名称)
防 火 対 象 物	の用途
又 は	
建 築 物 其 の 他 の 工 作 物	(変更の場合は、変更後の用途)
令別表第1 () 項	

その他必要な事項
(変更の場合は、主要な変更事項)

※ 受 付 欄 _____ ※ 経 過 欄 _____

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 「防火 防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

地震防災規程送付書

地震防災規程送付書に消防計画を添付して提出して下さい。

宛名は入れなくて構いません。

3部提出

静岡県・富士宮市・警察に提出するため返却は致しません。

消防から上記3機関に提出します。

提出について

消防計画作成届出時に提出して下さい。過去に該当建物の消防計画作成届を提出したことがある場合は、消防計画を変更した際に提出しなくても構いません。

消防計画

消防計画

第1章 総 則

【目 的】
第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき_____における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

【適用範囲】
第2条 この計画は、_____に勤務し、出入し、又はその他の業務に従事する者に適用する。

【防火管理業務の一部委託】（該当・非該当）
第3条 防火管理業務の一部を_____に委託する者は、管理業務の指示、命令を受けて適正に業務を実施しなければならない。
第4条 委託者は、受託した防火管理業務の実施について、防火管理の委託状況（別表1）を提出する。

【管理権原者】
第4条 管理権原者は、_____の防火管理業務に責任を有する。
第5条 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、防火管理業務の指示、命令を受けて適正に業務を実施しなければならない。
第6条 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成するに当たって、防火管理の委託状況（別表1）を提出する。

【防火管理者の業務と権限】
第5条 防火管理者は、_____とし、この計画に基づき、次の業務を行う。
(1) 消防計画の作成及び変更
(2) 消火、通報及び避難訓練の実施
(3) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の防火点検・整備とその立会い及び報告
(4) 消防用設備等の点検・整備とその立会い及び報告
(5) 火気の使用又は取扱いに関する指導、監督
(6) 防火担当責任者に対する指導、監督
(7) 取容人員の適正管理
(8) 従業員等に対する防火上必要な教育の実施
(9) 管理権原者に対する助言及び報告
(10) 防火防止対策の推進
(11) その他防火管理上必要な業務

1

地震防災規程送付書

別記様式第3号

地震防災規程送付書

平成 年 月 日

敷 地 番 号 _____

住 所 _____
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 _____ 印 _____
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

作成 したので、大規模地震対策特別措置法第8条第2項
地震防災規程を 変更 の規定により送付します。

施設又は事業の名称	(大規模地震対策特別措置法第8条第1項第 号該当)
施設の場合にあっては当該施設の所在地	
施設又は事業の概要	
連絡先	住 所 _____ 担当の 氏 名 _____ 電 話 番 号 _____

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

注意点

消防計画は消防計画作成（変更）届出書と地震防災規程送付書に添付するため、合計5部 必要になります。

消防計画作成（変更）届出書：2部 消防計画：2部

地震防災規程送付書：3部 消防計画：3部

なお、地震防災規程送付書は、新規の対象物（新築、用途変更など、はじめて防火管理者の選任に関わる届出をする場合）のみ提出すること。防火管理者および管理権原者の変更等の際には提出は不要です。